

令和 8 年度資源ごみ等収集運搬業務説明資料

（業務名） 佐伯区資源ごみ等収集運搬業務その 1

1 業務内容等

仕様書のとおり。

なお、収集定点等の調査は、ごみの収集に併せて収集した定点数を調査する業務です。結果は、日報に記載します。

調査の時期は、原則 6 月の 1 か月間ですが、本市ごみ処理状況を勘案し調整することがあります。調査の結果は、翌年度の業務委託の設計をする上で重要な基礎数値となるので、調査の趣旨を踏まえ、適切に実施してください。

2 契約の種類

年額契約（総価契約）

3 使用車種

原則として、2 トンダンプ車

4 収集見込量・車両台数

【年間収集計画量】

1, 168 トン（うち有害ごみ 10 トン）

【1 日当たり平均収集量】

4.87 トン

※この量は、年間稼働日数を 240 日として、上記の年間収集計画量を単純平均した数値です。

【車両台数】

1 日当たり 1.3 台（2 トンダンプ車を、必ず 2 台以上登録することとします。）

なお、小数部分に対応するための車両については、臨時登録車両でもかまいません。

※ この台数は、1 年間に使用する台数を単純平均したものであり、実際に業務に使用する台数を指示しているものではありません。実際に業務に使用する台数は、日々の収集量で変動することがあります。

また、季節等のごみ量の変動によっても車両台数が増減することも予想されますが、委託料の支払いは、当初契約する委託料の範囲で行います。

※ 業務の円滑な実施という観点から、狭隘地区では軽車両で収集を行う方が効率的な場合があります。

5 委託契約金額の支払方法等

支払方法は毎月払いとし、各月分の支払額は次の方法により計算した額とします。

(1) 4 月分の支払額

契約金額から、5 月分から翌 3 月分までの支払額の合計額を減じた額

- (2) 5月分から翌3月分までの支払額
契約金額を12で除した額（円未満切捨て）

6 その他

- (1) 各処分施設において搬入速度や搬入路等の制限がある場合は、これらを必ず遵守するとともに、各施設職員の指示に従って搬入してください。
- (2) 市では、分別区分や袋のルールが守られないものは、徹底して取り残す方針としているため、作業に当たっては、取り残す理由を記した紙を貼るなどの作業を行っていただきます。